

# 「パートナーシップ構築宣言」 と 業界・企業文化の関係性

2024年11月

中国経済産業局取引適正化推進室

# <本日の流れ>

## 1. 中小企業の置かれている状況

## 2. パートナーシップ構築宣言

- ① 全国の状況
- ② 中国地域の現状

## 総論

【テーマ①】令和6年能登半島地震の影響

【テーマ②】新型コロナウイルス感染症の振り返り

【テーマ③】足下における現状認識

**【テーマ④】人手不足**

**【テーマ⑤】賃上げ**

**【テーマ⑥】省力化投資と生産性の向上**

【テーマ⑦】海外需要と日本企業の決算状況

【テーマ⑧】価格転嫁

【テーマ⑨】事業承継

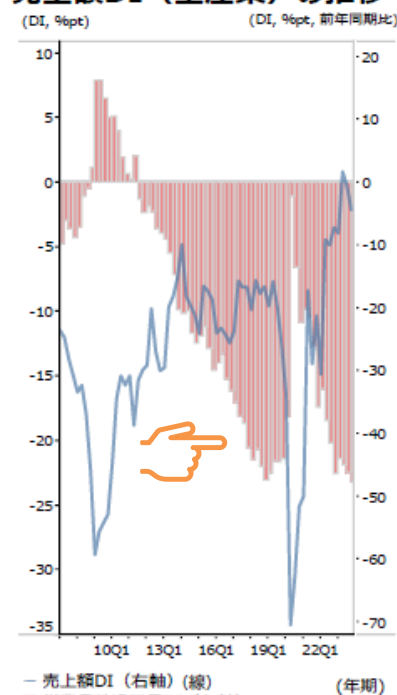
【テーマ⑩】経営改善・再生支援

## 【テーマ④ - 1】人手不足

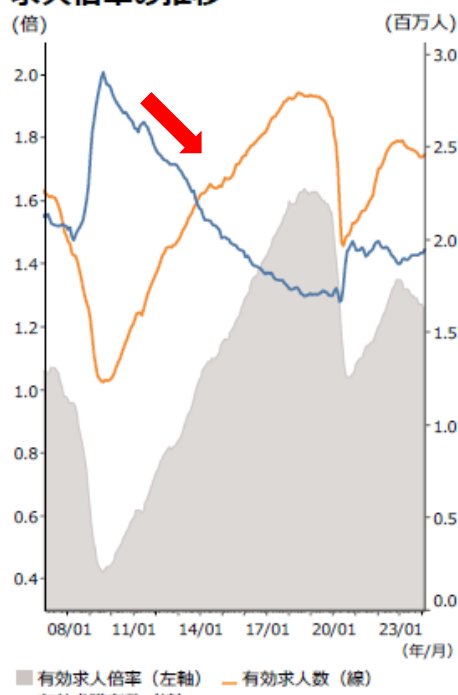
- ① 売上高が感染症の落ち込みから回復する中で、**人手不足が深刻化**。
- ② これまでは、生産年齢人口の減少を補う形で**女性・高齢者の就業が進んできたが、足下は**就業者数の増加が頭打ちとなり、人材の供給制約に直面**。**

**図1 感染症の5類移行・需要回復により、人手不足が深刻化する一方、供給制約に直面**

従業員数過不足DIと売上額DI（全産業）の推移

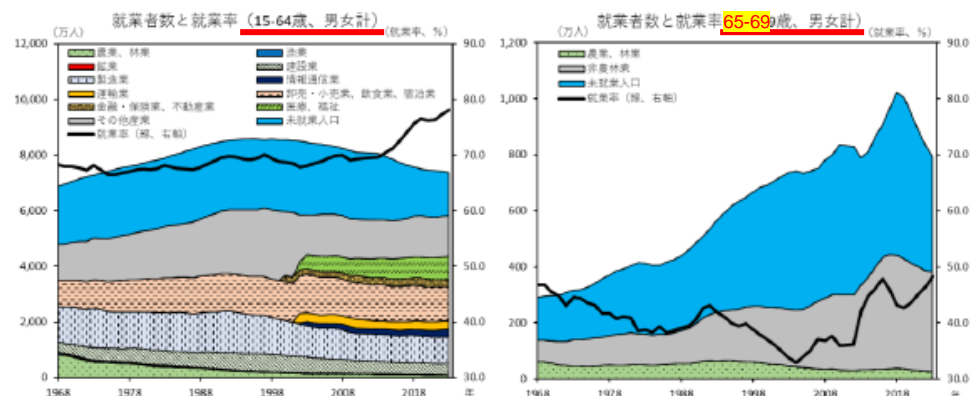


有効求職者数・有効求人数・有効求人倍率の推移

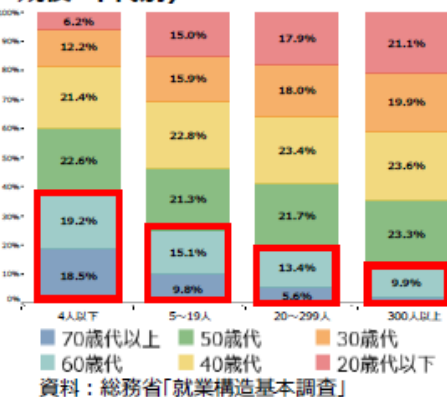


**図2 生産年齢人口の減少を補うために、これまで女性や高齢者の活用が進んできた**

生産年齢人口と65-69歳人口の就業率の推移



雇用者数の割合 (2022年、従業員規模・年代別)



資料：(左図) 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業業況調査」、(右図) 厚生労働省「職業安定業務統計」  
(注) 1. 売上額DIは、今期の売上額について、前年同期と比べて、「増加」と答えた企業の割合(%)から、「減少」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。従業員数過不足DIは、従業員の今期の水準について、「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。  
2. 有効求職者数・有効求人数・有効求人倍率は、季節調整値を用いている。

資料：総務省「労働力調査(基本集計)」

資料：総務省「就業構造基本調査」

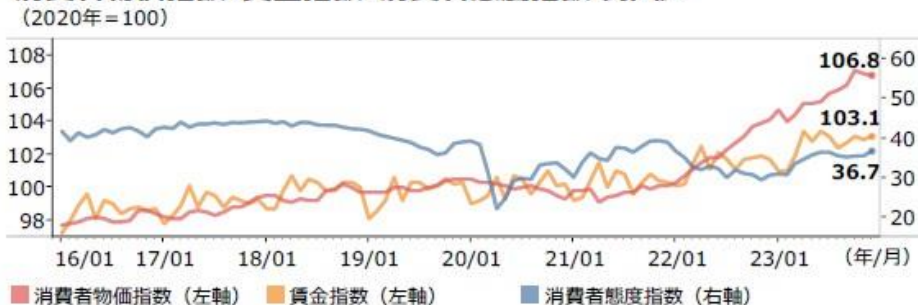
## 【テーマ⑤-1】賃上げ

- ① 物価に見合った賃金の引上げを通じて、需要の拡大につなげる好循環を実現することが重要。
- ② 春闘の賃上げ率・最低賃金の改定率は過去最高水準。一方で、人材確保の必要性や物価動向を背景に、賃上げの原資となる業績の改善がみられない中で、賃上げを行う企業が増加。

図1 春闘や最低賃金は引上げ傾向。需要拡大には、物価に見合った賃金の引上げが重要



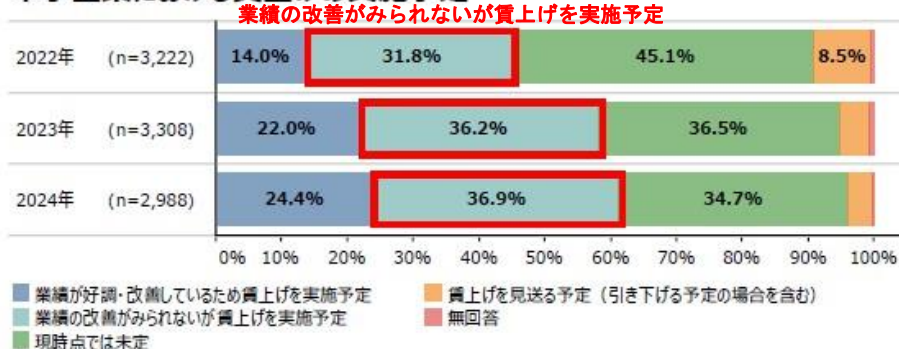
消費者物価指数・賃金指数・消費者態度指数の推移



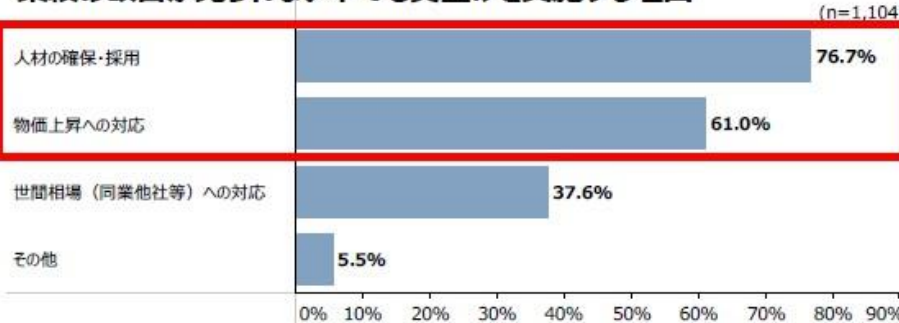
資料：(上図) 厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」、日本労働組合総連合会「春季生活闘争第7回(最終)回答集計(2023年7月3日集計・7月5日公表)」  
 (下図) 総務省「消費者物価指数」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、内閣府「消費動向調査」  
 (注) 1.賃金指数は、事業所規模5人以上の、所定内給与の賃金指数を用いている。  
 2.賃金指数、消費者物価指数は2020年を基準とし、消費者態度指数は原数値(総世帯)を用いている。

図2 人材確保の必要性や物価動向を背景に、業績が改善しない中で賃上げを行う企業が増加

中小企業における賃上げの実施予定



業績の改善が見られない中でも賃上げを実施する理由



資料：日本商工会議所・東京商工会議所「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」(2024年2月14日)  
 (注) (下図) 2024年の賃上げの実施予定について、「業績の改善が見られないが賃上げを実施予定」と回答した企業に限り集計している。なお、複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

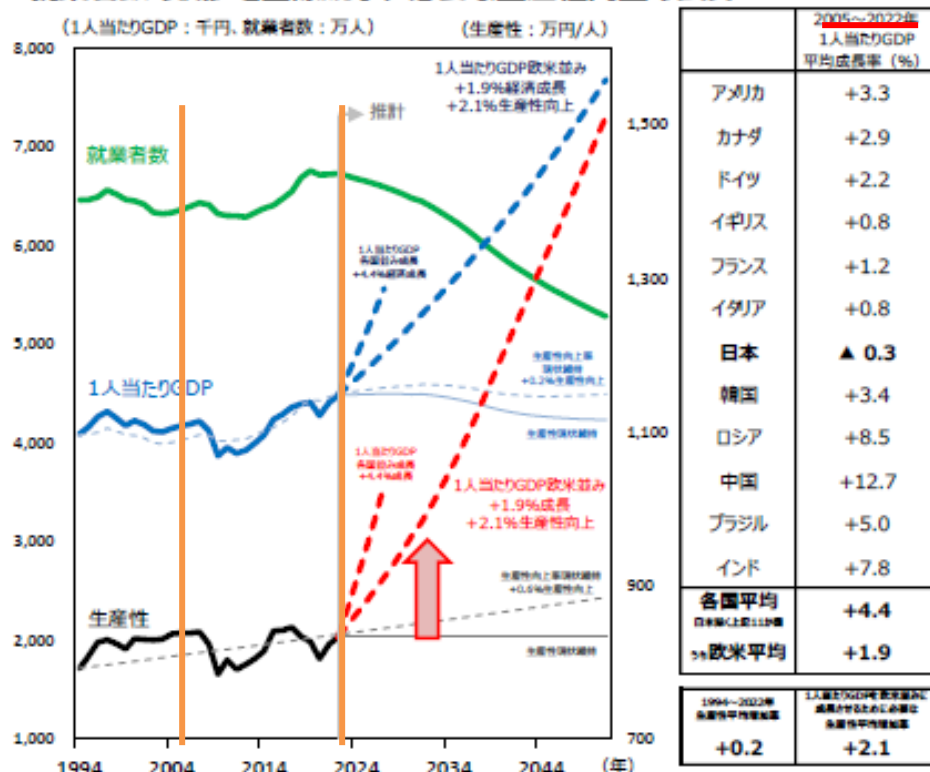


## 【テーマ⑥ - 2】生産性

- ① 日本の経済成長は海外と比べ見劣りする中で、今後は**就業者数の減少**が本格化。
- ② 国際的に見ても日本の生産性は低く、日本の国際競争力を維持するためには**中小企業**の生産性の上げが必要。

**図1 就業者数が減少する中で、欧米と同等の成長を実現するためには生産性向上が必要**

就業者数の減少と国際競争に必要な生産性向上の試算

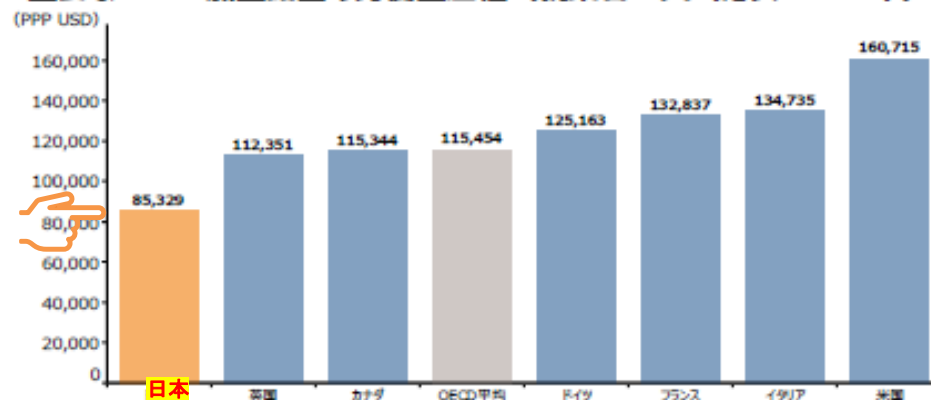


資料：総務省「労働力調査（基本集計）」、「人口推計」、内閣府「国民経済計算」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」より中小企業庁作成

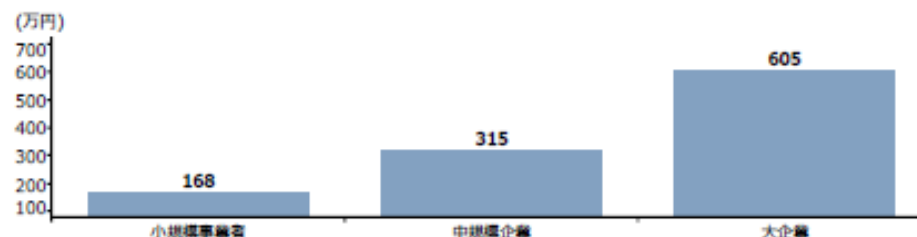
資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年次推計（70歳）ポイント 6. GDPの国際比較」

**図2 日本はOECD加盟国の中で労働生産性が低い。また、企業規模間での格差も存在**

主要なOECD加盟諸国の労働生産性（就業者一人当たり、2022年）



企業規模別の労働生産性（日本、中央値）



資料：（上図）日本生産性本部「労働生産性の国際比較2023」、（下図）総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」再加工  
 (注) (上図) 1. 全体の労働生産性は、GDP/就業者数として計算し、購買力平価(PPP)によりUSドル換算している。  
 2. 計算に必要な各種データにはOECDの統計データを中心に各国統計局等のデータを補完的に用いられている。  
 (下図) 1. ここでの「小規模事業者」とは、中小企業基本法に定める「小規模事業者」のことを指し、「中規模企業」とは、中小企業基本法に定める「中小企業者」のうち、「小規模事業者」を除いた者を指す。ここでいう「大企業」とは、「中規模企業」と「小規模事業者」以外の企業をいう。  
 2. ここでの労働生産性とは、企業ベースの「純付加価値額/従業員数」とする。  
 3. 非一次産業の値を算出している。

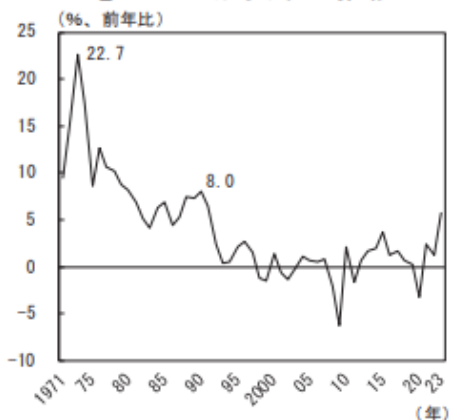
# 「令和6年版 労働経済の分析」(労働経済白書)概要より

## II

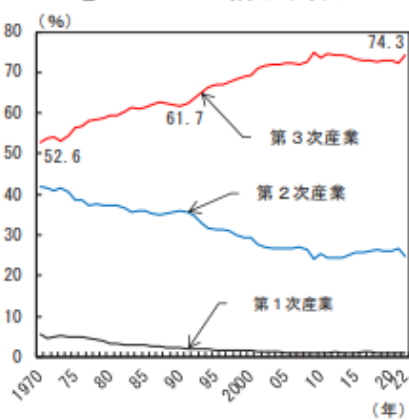
### これまでの人手不足局面とその背景②

- ▶ 過去の人手不足局面をみると、以下の特徴がある。
  - ・ 1970年代前半は経済成長率が高く超過需要が主因。
  - ・ 1980年代後半～1990年代前半は経済のサービス化とフルタイムの労働時間短縮が寄与。  
※これらを背景に、1980年代以降、女性を中心にパートタイム労働者が急速に増加。
  - ・ 2010年代以降は、経済が回復することで労働力需要が増加。今後も高齢化は進む見込み。
- ▶ 今後も続く高齢化や人口減少には、労働生産性や労働参加率の向上が必要。

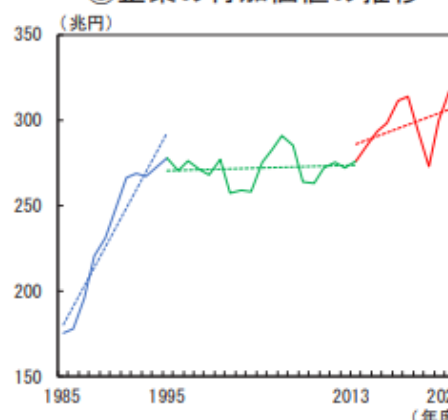
① GDP成長率の推移



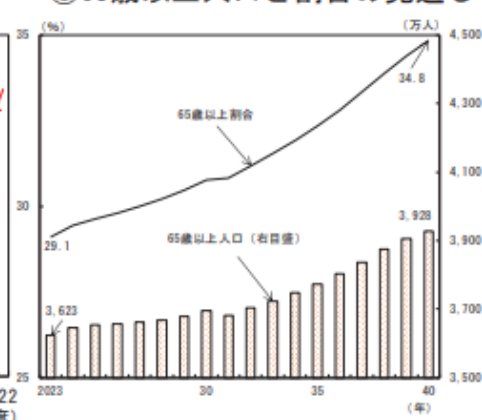
② GDPの構成割合



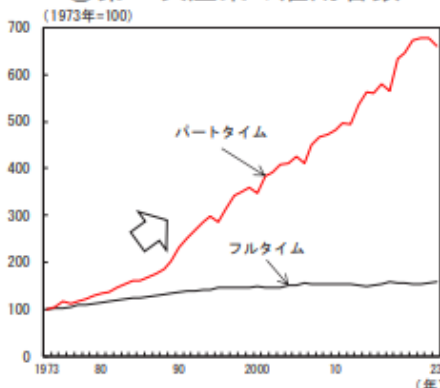
⑤企業の付加価値の推移



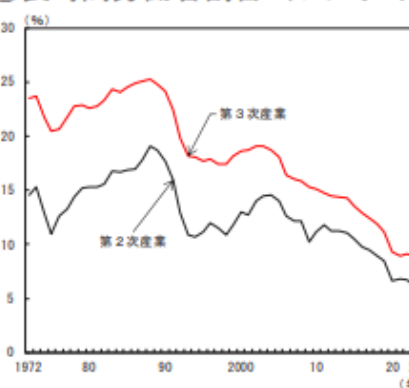
⑥65歳以上人口と割合の見通し



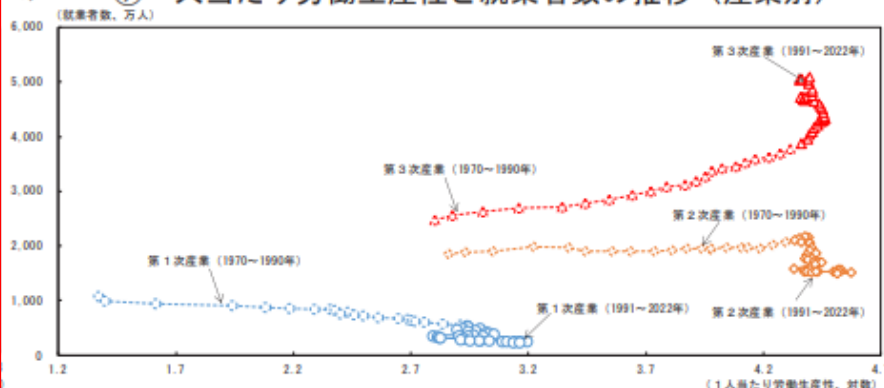
③第3次産業の雇用者数



④長時間労働者割合 (フルタイム)



⑦一人当たり労働生産性と就業者数の推移 (産業別)



資料出所 ①②⑦は内閣府「国民経済計算（平成2年基準（1968SNA）、平成12年基準（1993SNA）、平成27年基準（2008SNA）」、③④は総務省統計局「労働力調査（基本集計）」、⑤は財務省「法人企業統計」、⑥は国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」をもとに作成。

# 1. 中小企業の置かれている状況

## 2. パートナーシップ構築宣言

- ① 全国の状況
- ② 中国地域の現状



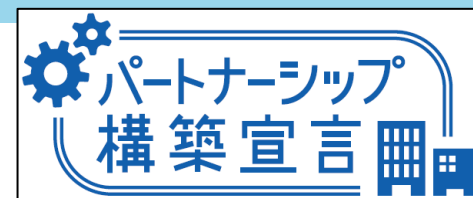
# そもそも「パートナーシップ構築宣言」とは何か？

- パートナーシップ構築宣言は、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表するもので、①取引適正化に関する社内への意識徹底、②取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。



ひ・い・て・は、業界・企業の成長に向けた文化（未来に向けた新たな価値観）作り

※そのため、2020年5月に、日本商工会議所のイニシアティブの下、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）」において、この共通の目標を達成していく枠組として、導入が決定されている。



## 1. 宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（※）への取組  
※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、  
⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

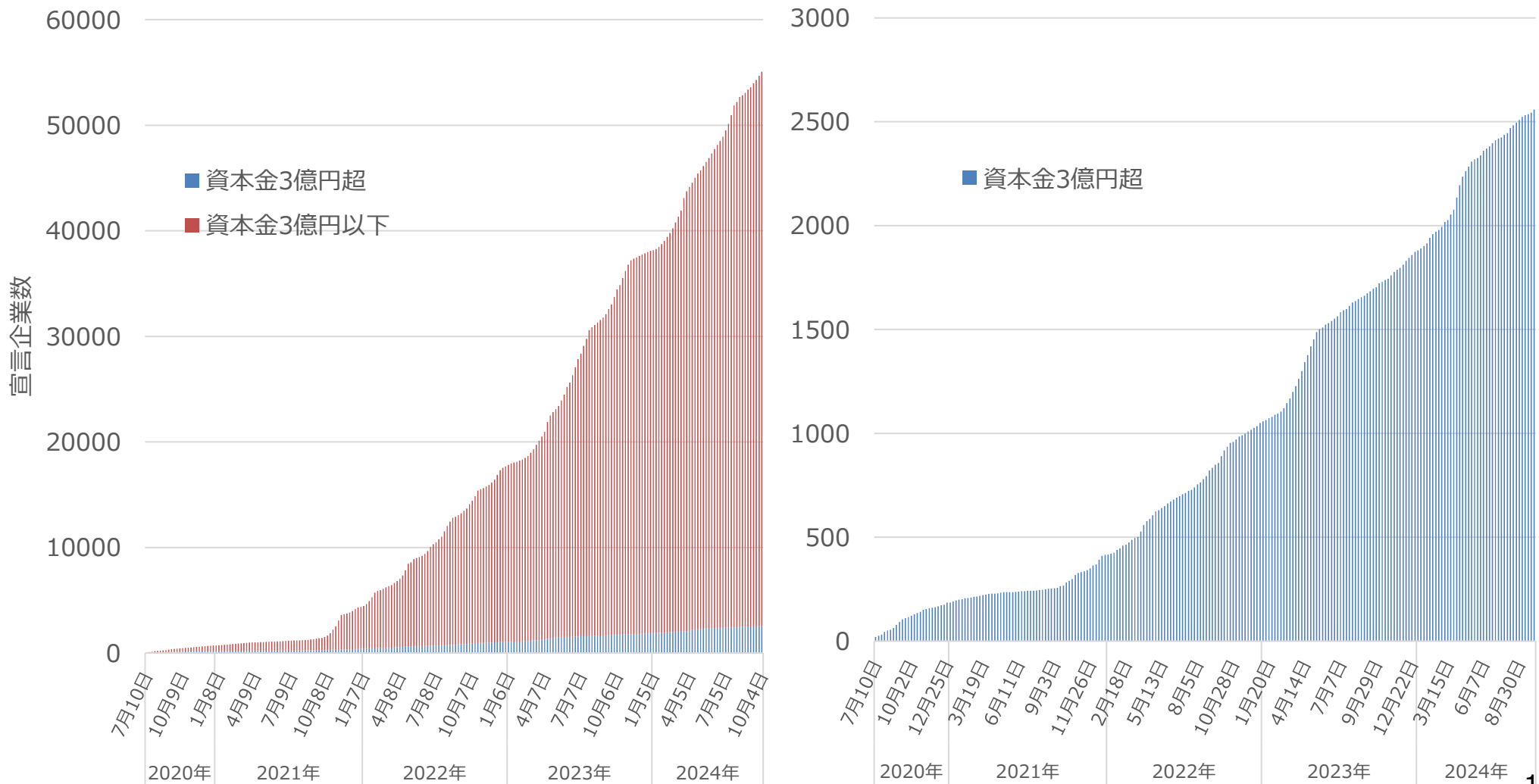
## 2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）

- ✓ **【共同議長】**経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
**【構成員】**厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連会長、日商会頭、連合会長  
※第5回は、臨時議員として全国知事会・村井会長（宮城県知事）及び矢田補佐官が出席。
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日、第5回は2023年12月21日に開催。

# パートナーシップ構築宣言の宣言数

● 2024年10月4日時点で**55,065社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**2,559社**）

## ■ 宣言数の推移



# 宣言率 (宣言数/企業数(令和3年経済センサス-活動調査)) No. 1の地域

価格交渉、価格転嫁の促進にオールふくいを取り組みましょう

最終更新日 2024年9月27日 | ページID 050428 

## 価格転嫁に向けた伴走支援を行います

### (1) 業界単位での価格転嫁対策を支援します!



組合などの業界団体が行う価格交渉・転嫁対策の取組みを支援するため、「業界団体への価格転嫁対策奨励金」を開始しました。  
詳細は下記リンクから特設ページをご覧ください。

[「業界団体への価格転嫁対策奨励金」を開始します!](#) (福井県ホームページ)

### (2) 取引適正化サポーター派遣事業

中小企業診断士等の専門家を企業に派遣して価格交渉、価格転嫁等のノウハウを支援し、経営の改善を図ります。

《対象企業》 福井県内の価格転嫁に関する課題がある中小企業、小規模事業者

《支援時間》 1課題につき最大10時間程度

《費用》 無料

《派遣する専門家》

中小企業診断士、税理士、公認会計士等

**経営に関するお悩みはお気軽に最寄りの商工会議所、商工会にご相談ください!**

### (3) 企業活動分析による収益力強化事業

バリューチェーン分析等を活用した生産性向上のための設備投資や商品開発など、付加価値向上に取り組む事業者を支援します。

# 宣言率(宣言数/企業数(令和3年経済センサス-活動調査)) No. 1の地域

## 「パートナーシップ構築宣言」・ふくいプラス+

令和6年度においては、下記の県補助金について「パートナーシップ構築宣言」登録企業であることを要件化、または登録企業に対し加点措置を行います。

### ■要件化する補助金

- ・企業活動分析による収益力強化事業補助金
- ・企業誘致補助金(地域経済牽引事業枠)
- ・県内企業M&A支援奨励金
- ・「福井の社長人材誘致支援プロジェクト」奨励金
- ・中小企業育成資金(保証料補給対象分)
- ・社員ファースト企業補助金
- ・ふくい雇用創出・定着支援事業補助金
- ・外国人労働者受入環境整備事業補助金
- ・県内企業キャリアアップ応援奨励金(令和5年度)
- ・テレワーク利用促進補助金(令和5年度)
- ・越境ECを活用した販路開拓支援事業補助金(令和5年度)

### ■加点措置を講じる補助金

- ・おもてなし産業魅力向上支援事業補助金
- ・官民連携による「県都まちなか再生ファンド」活用事業補助金
- ・官民連携による「敦賀市まちづくりファンド」活用事業補助金
- ・ふくいDX加速化補助金
- ・大規模イベント関連商品開発支援事業補助金
- ・新事業チャレンジステップアップ事業補助金
- ・ふくいの逸品創造ファンド事業補助金
- ・産業観光ビジネス支援事業補助金
- ・成長産業チャレンジ支援事業補助金(令和5年度)
- ・生産工程自動化支援事業補助金(令和5年度)
- ・海外展示会出展支援事業補助金(令和5年度)
- ・即戦力人材雇用促進補助金(令和5年度)
- ・5G等通信環境を活用した実証事業補助金(令和5年度)
- ・オープンファクトリーによる産地活性化支援事業補助金(令和5年度)
- ・F-T-R-A-D商品開発支援事業補助金(令和5年度)

# 1. 中小企業の置かれている状況

## 2. パートナーシップ構築宣言

- ① 全国の状況
- ② 中国地域の現状



# 中国地域の取組事例 その1 株式会社マリンフロート

## 海の技術を陸へ、発泡スチロール樹脂のマリンフロート

### 海で培った確かな技術を陸へ



岡山県にあるマリンフロートは、養殖イカダ用の発泡スチロール製造で創業。発泡スチロールへの樹脂塗装技術を確立し取り扱いを始めた「浮桟橋用フロート」は、同社の主力製品であり、約40年の実績を積み上げてきた。

現在では、「海で活かしてきた技術」を陸上に転用。過酷な海上の環境で何十年も耐える海洋製品の技術を建築装飾に受け継ぎ、軽さ・弾力性といった発泡スチロールの特性を最大限に活かした自由で柔軟なデザイン製品を手掛ける。同社の手がける製品は特注の1点ものも多く、飲食店の看板やショッピングモールの装飾などの実績がある。

同社はこれまで、新しい技術を取り入れながら事業領域を拡大してきたが、事業展開や製品製造にあたっては、アイデアや課題解決力が強く求められる。社員全員で「ものづくりは物語」という価値観を共有し、社員同士が認め合い、そして成長していくことで、今後も事業を持続・発展させていく企業を目指している。



### 組合の先導によるパートナーシップ構築宣言

同社は2022年7月にパートナーシップ構築宣言を公表した。

パートナーシップ構築宣言の制度を知ったのは、所属する日本フォームスチレン工業組合の総会。組合の理事長（大西コルク工業：兵庫県）が、パートナーシップ構築宣言の理念に共感し、組合全体で取り組もうと総会で声を上げたことをきっかけに、現在までに8割以上の企業が宣言し取り組んでいる。

同組合には8つの地域ブロック支部があるが、同社は中国・四国ブロックの支部長を務めていることから、率先して宣言するだけでなくブロックに所属する10社にも声かけし、全社がパートナーシップ構築宣言の公表に至っている。まさに業界をあげた取組に発展させている好事例である。



# 中国地域の取組事例 その2\_リョービ株式会社



## ■パートナー企業との連携と、「適正取引協議ガイドライン」

当社は、商品やサービスを購入してくださる得意先だけではなく、一緒にものづくりを行っている協力会社に支えられています。パートナーである協力会社とともに安全に良い仕事をしていくために、当社から安全・環境・品質情報共有やサイバーセキュリティ研修会の開催、各種資料の提供等を行っています。

2022年3月（2023年9月更新）には、「パートナーシップ構築宣言」を公表し、協力会社にもその内容を説明しました。

また、取引の実態を把握するために、2023年2月から協力会社へのアンケートを実施しています。アンケートでは多くの意見をいただき、2023年9月にはその結果を基に社内では「適正取引協議ガイドライン」を整備し、価格交渉・価格転嫁協議を担当する社員に周知を行いました。

近年高騰しているエネルギー価格や労務費、輸送費等の価格転嫁協議、支払サイトの短縮、現金払いへの変更などに取り組んでいます。また、協力会社で保管いただいている金型や治具については、適正に保管料をお支払いするよう進めています。その他の意見についても真摯に受け止め、振興基準を遵守しつつ、協力会社との連携強化を図り、共存共栄に向けて得意先を含むサプライチェーン全体の取引適正化を推進していきます。

### 適正取引協議ガイドラインによる適正な価格交渉の推進

得意先、協力会社を含めたサプライチェーン全体の「取引適正化」を推進するため、適正取引協議ガイドラインを作成しました。原材料価格、エネルギー価格、労務費などの価格変動による取引先との価格協議において、基準時期を設定したうえで合理的な算定式に基づき、適正な交渉を行うためのガイドラインです。

**発注者及び受注者がとるべき行動・求められる行動 12の行動指針**

発注者の行動	双方の行動	受注者の行動
1. 本社（経営トップ）の関与	7. 定期的なコミュニケーション	9. 相談窓口の活用
2. 発注者側からの定期的な協議の実施	8. 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管	10. 根拠とする資料
3. 説明・資料を求める場合は公表資料とすること		11. 値上げ要請のタイミング
4. サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと		12. 発注者から価格を提示されるのを待たず自ら希望する額を提示
5. 要請があれば協議のテーブルにつくこと		
6. 必要に応じ考え方を提案すること		

**当社の労務費の適切な転嫁のための価格交渉（一例）** **RYOBI**

広島県 最低賃金推移	
発効年月日	18/10/1   19/10/1   20/10/1   21/10/1   22/10/1   23/10/1
最低賃金時間額(円)	844   871   871   899   930   970
前年比上年率	—   103%   100%   103%   103%   104%
2年前比上年率	—   —   103%   103%   107%   <b>108%</b>
3年前比上年率	—   —   —   107%   107%   111%

前回の価格改定が前年の場合4%、**2年前の場合8%**、3年前の場合11%

労務費率(コストに占める労務費の割合)	
業種名	労務費率
輸送用機械器具製造業	32.5%
金属製品製造業	<b>34.6%</b>
生産用機械器具製造業	34.9%
情報通信機械器具製造業	36.9%
道路貨物運送業	39.7%
情報サービス業	57.9%

コストは 8% × 34.6% = 2.8%アップ  
コストが1,000円の場合、**労務費分として28円を転嫁**

これらの公表数値などを参考に **労務費の適切な転嫁を推進します。**

<https://www.chugoku.meti.go.jp/seisaku/chusho/sitauke.html#07>



# 企業、団体から聞かれたパートナーシップ構築宣言に関する声

サプライチェーン全体で望ましい取引を実行していくために足並みを揃えたいと考え宣言した

綺麗事でしょ

親事業者の意識改革が進まなければ、浸透しないのではないか

組合や協会からの勧めもあり、適正な取引ができる事業者として印象づけに活用している



宣言している取引企業が宣言内容を守ってないと感じる

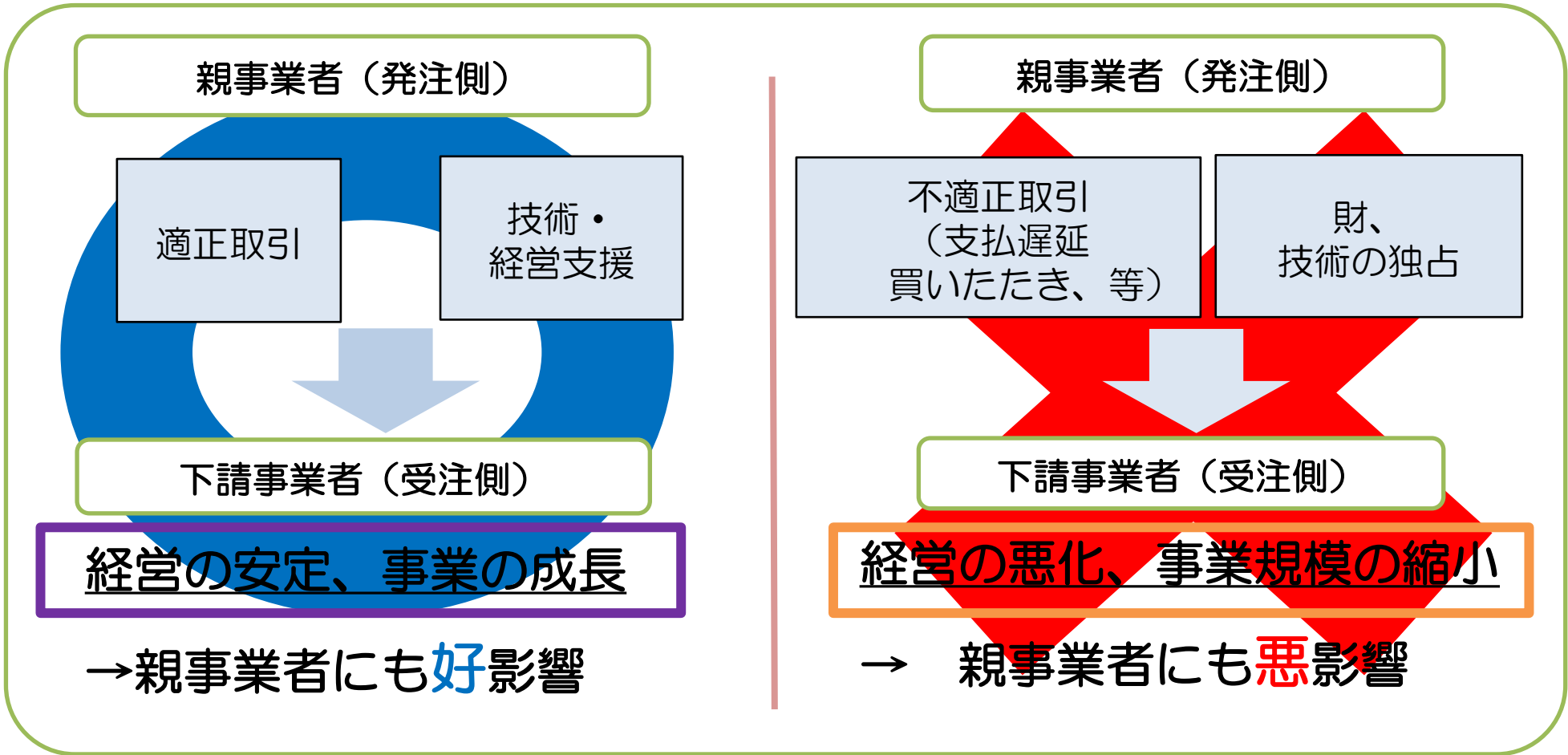
ホワイト企業とのイメージを持ってもらえるきっかけにもなっている

パートナー企業と共に地元を牽引する企業を目指したい

宣言企業なのに下請企業に厳しい価格提示を迫るのが不思議

宣言した発注企業に宣言内容を遵守した行動をとってほしい

# 親事業者（発注側）のスタンスは将来どのような影響を与えるか？



# 登録の流れは簡単です。宣言して、好循環への第一歩を！

- 宣言の登録はポータルサイト上で行います。ポータルサイトからひな型をダウンロードして宣言文の作成し、完成した宣言文をPDF形式でポータルサイト上アップロードし、必須項目を入力して登録します。
- 登録後、3日程度でポータルサイト上に宣言文が公表されます。（宣言文に不備がある場合は事務局からご連絡します。）

## ① ページ上部のメニューから「登録」をクリック

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

HOME 登録企業リスト 概要・登録方法 **登録** 情報コーナー FAQ・お問合せ

1

大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！

### 「パートナーシップ構築宣言」

ポータルサイト

## ② ひな形をダウンロードし、宣言文を作成 (宣言文の作成は次ページ以降をご参照ください。)

## ③ 企業名や業種等、必須項目を入力

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

HOME 登録企業リスト 概要・登録方法 **登録** 情報コーナー FAQ・お問合せ

HOME > 登録

2

以下の項目を入力の上、「パートナーシップ構築宣言」をPDFでアップロードしてください。

パートナーシップ構築宣言 ひな形

パートナーシップ構築宣言 記載見本

パートナーシップ構築宣言 記載要領

3

<b>企業名</b> ※法人格と社名の間は空けないでください。	<b>必須</b>	<input type="text"/> 例：株式会社パートナーシップ構築宣言
<b>企業名(ふりがな)</b> ※法人格は入力しないでください。	<b>必須</b>	<input type="text"/> 例：ぱーとなーしつぷこうちくせんげん (全角「ひらがな」のみ)
<b>法人番号</b> ※詳細は 国税庁HP をご覧ください。 ※個人事業主の方は「個人事業主」にチェックを入れてください。	<b>必須</b>	<input type="text"/> 例：1234567890123 (13桁の半角数字) <input type="checkbox"/> 個人事業主
<b>主な業種</b> (売上高が最も高い、本宣言内容に最も関係が深いなど、主な事業内容として最も近いものを1つ選)	<b>必須</b>	<input type="text"/> 選択してください

...

**【宣言文をアップロードされる前に確認をお願いします】**

- 「ひな形」の『②型管理などのコスト負担』について **必須**  
「ひな形」の「2. 「振興基準」の遵守」の2番目『②型管理などのコスト負担』について、型(主に製造業における金型等)を活用した取引を行っていない場合には、この項目を削除してください。  
 型管理の有無について確認しました

## ④ 作成した宣言文をPDF化し、アップロード

## ⑤ 入力内容の確認→「登録する」をクリックして登録完了

■ 「パートナーシップ構築宣言」のアップロード **必須**

ファイルを選択 **4** 選択されていません

※アップロード可能なファイルはPDFのみです。  
※作成された宣言文中に、タイトル「パートナーシップ宣言」の後に赤字で例示されている「のひな形」の文字、文中に、※赤字で記載されている説明文、3. その他(任意記載)欄に赤字で記載されている(例)文、以上の説明・例示箇所(いずれも赤字記載)が残っていないかご確認の上、アップロードしてください。

5

入力内容の確認



# (参考) 賃上げと稼ぐ力強化パッケージ (1 / 2)

## 1. サプライチェーン全体の成長を目指して、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った行動を!

発注者

受注者

- **価格転嫁の難しい労務費**に関する「**発注者、受注者それぞれが採るべき行動**」の指針を、内閣官房・公正取引委員会が昨年11月に策定・公表。
- 受注者が価格交渉し易いよう、労務費、原材料費、エネルギーコストを分けて交渉するための**価格交渉の様式**も例示。

詳細についてはこちら→



### 【発注者が採るべき行動】(ポイント)

- ① 転嫁を受け入れる取引方針を、**経営トップ**まで上げて決定。その方針を社内外に示す。
- ② 受注者から求めがなくとも、**定期的な協議の場**を設ける。受注者から協議の求めがあればこれに応じる。
- ③ **公表資料** (最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額・上昇率など) **に基づく根拠資料を、合理的なものとして尊重。**

### 【受注者が採るべき行動】(ポイント)

- ① **価格転嫁サポート窓口**や下請かけこみ寺、商工会・商工会議所等の窓口に相談するなど、積極的に情報収集して交渉する。その際に、「**価格交渉様式例**」も活用する。
- ② 根拠資料として、最低賃金上昇率などの**公表資料**を用いる。

## 2. 価格交渉をする前の準備は、「価格交渉ハンドブック」を使ってください

受注者

- 事業者が価格交渉の前に準備しておくことや実際に交渉を開始する際の提案方法等をまとめています。
- 交渉に活用頂くことができるヒントを提供しています。

詳細についてはこちら→



## (参考) 賃上げと稼ぐ力強化パッケージ (2 / 2)

### 3. サプライチェーン全体で付加価値向上に取り組むなら「パートナーシップ構築宣言」を！

発注者 (全企業)

- 事業者が、**サプライチェーン全体の付加価値向上**、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、**「代表権のある者の名前」で宣言**するもの。
- 新たな連携及び取引適正化の重点5課題について、宣言。

詳細についてはこちら→



### 4. 賃上げに取り組む経営者の皆様は、「賃上げ促進税制」が利用できます

大企業

中小企業

- 青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から**税額控除**できます。
- 中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年繰越しが可能**になりました。

詳細についてはこちら→  
大企業及び中堅企業向け



詳細についてはこちら→  
中小企業向け



### 5. 人手不足を乗り越え、生産性向上を目指す皆様は、「中小企業省力化投資補助事業」の活用を！

中小企業

- 中小企業者等が補助対象製品の**リスト (カタログ) に登録された製品から選んで、省力化のための設備投資**を行い、労働生産性年平均成長率3%向上を目指す事業を支援しています。
- 給与支給総額年率6%・事業所内最低賃金45円以上の賃上げに取り組むことにより、補助上限額の引き上げを適用することもできます。

詳細についてはこちら→

